

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 米里地区橋梁リニューアル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>新橋名：米里高架橋（旧橋名：札幌高架橋）のP14～P15 橋脚間の交差道路（KP S0.238 付近）は、特記仕様書（参考）5. 関連施設その他の関係(2)道路関係に記載がありません。本工事の施工期間中は終日全面通行止めが可能でしょうか。</p> <p>あるいは、設計・施工に関する基本条件書に記載されている「高速道路と交差する一般道の交通規制可能時間は夜間（21 時～6 時）であり、交差道路上の桁架設時には夜間通行止めが可能である」が適用されますか。</p>	<p>本工事区間の高速道路と交差する一般道の交通規制については、すべての道路において設計・施工に関する基本条件書に記載されている条件（交通規制可能時間は夜間（21 時～6 時）であり、交差道路上の桁架設時には夜間通行止めが可能）です。</p>
2	<p>設計・施工に関する基本条件書によると、「国道 274 号の日中（6 時～21 時）は内回り、外回りの両方向とも 2 車線の確保、それ以外の時間帯は内回り、外回りの両方向とも 1 車線の確保が必要」とありますが、新橋名：米里高架橋（旧橋名：札幌高架橋）下り線の P11～P14 橋脚間（参考図：36/167）、および C ランプ橋の P28C～P29C 橋脚間（参考図：74/167）の桁架設時は、国道 274 号（内回り）の俯角 75° の影響範囲内となるため、国道 274 号（内回り）の夜間一時通行止めは可能でしょうか。</p>	<p>国道 274 号（内回り）についても桁架設時には夜間の一時通行止めは可能です。</p>

3	<p>設計・施工に関する基本条件書によると、高速道路の車線規制が不可能な時期には『現況の車線幅員と路肩幅員の確保』とありますが、“現況”とは参考図：136/167 右上図の現況幅員構成の状態を示し、本工事着手前の路肩幅員（左側路肩 2,500 mm、右側路肩 1,000 mm）の確保が必要ということでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
4	<p>設計・施工に関する基本条件書によると、『高架下用地は立入防止柵内であれば、国道 274 号の高架下を含めて自由に使用可能』とありますが、本工事範囲に隣接した高架下の作業ヤードの使用は可能でしょうか。（例：P512 橋脚よりも小樽側の高架下作業ヤードなど）</p>	<p>本工事の施工範囲以外の高架下については、拡幅に伴う本体工及び仮設工の施工に必要な範囲を除き作業ヤードとして使用することはできません。</p>
5	<p>設計・施工に関する基本条件書によると、『高速道路と交差する一般道の交通規制可能時間は夜間（21 時～6 時）であり、交差道路上の桁架設時には夜間通行止めが可能である』とありますが、桁架設時にはベント設置・解体や足場設置・解体も含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ベント設置・解体や足場設置・解体は桁架設時に含まれません。</p>
6	<p>新橋名：米里高架橋（旧橋名：札幌高架橋）下り線 P11～P14 橋脚間（参考図：36/167）、および C ランプ橋の P28C～P29C 橋脚間（参考図：74/167）の桁架設時は、架設した鋼桁が既設桁と高力ボルトで連結された状態となれば、国道 274 号（内回り）の交通規制は解除可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>新たに架設する鋼桁が橋脚や既設橋梁等に落下防止のために固定されている状態であれば交通規制の解除可能です。</p>